

札幌市保護施設条例の一部を改正する条例案

平成29年（2017年）5月30日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市保護施設条例の一部を改正する条例

札幌市保護施設条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「100人」を「90人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（理 由）

あけぼの荘の定員を変更するため、本案を提出する。